

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

我が国では、ウイルス性肝炎、特にＢ型・Ｃ型肝炎の患者が合計３５０万人以上と言われるほどまん延している。中でも特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第９因子製剤によるＣ型肝炎ウイルス感染や集団予防接種等によるＢ型肝炎ウイルス感染については、肝炎対策基本法などにおいて国の法的責任が明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業が行われているが、対象となる医療が、Ｂ型・Ｃ型肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療とＢ型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼり、本市においても該当する患者が存在し、看過できない問題となっている。

特に、肝硬変、肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

さらに、肝臓機能障害に係る身体障害者福祉法上の障害認定制度は、認定基準が極めて厳しいため、患者に対する実効性ある生活支援には至っていない。

特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法においては、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされた。肝硬変・肝がん患者は、毎日１２０人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 肝硬変・肝がんを含む全ての肝炎医療に係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝臓機能障害に係る障害認定の基準を緩和し、患者の実態に応じた障害認定制度にすること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２６年９月２４日

佐賀県唐津市議会

衆	議	院	議	長	伊	吹	文	明	様	
参	議	院	議	長	山	崎	正	昭	様	
内	閣	総	理	大	臣	安	倍	晋	三	様
厚	生	労	働	大	臣	塩	崎	恭	久	様